事務連絡

平成18年12月13日

都道府県

各　指定都市障害保健福祉担当課　御中

中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「社会福祉法人の認可について」における障害福祉サービス事業所の取り扱いについて（通知）

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの体系が再編されたこと等に伴い、日中活動系サービスが第二種社会福祉事業となったところですが、日中活動系の障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を設置する場合は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知）の「別紙１ 第二 法人の資産２資産の区分」においては、「社会福祉施設を経営する法人」として取り扱うこととします。

また、平成18年９月30日の時点において、小規模通所授産施設であった施設が、上記日中活動系の障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センターへ移行する場合における資産要件については、当分の間、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について」（平成12年12月１日障第891号・社援第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長連名通知※）における要件を満たせばよいこととするので、よろしくお取り計らい願います。

※当該通知については、追って改正する予定であります。